那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱

(令和2年3月31日福祉部長決裁)

(令和3年3月19日福祉部長決裁)

(令和4年6月9日福祉部長決裁)

(令和5年5月22日福祉部長決裁)

(令和5年10月17日福祉部長決裁)

那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱(令和3年3月19日福祉部長決裁)の一部 を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金(以下「補助金」という。) の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金」を利用し、市内の貧困状態にある子どもや将来的に貧困に陥る可能性がある子どもの居場所の運営に対し支援を行うことにより、子どもの貧困の連鎖を断ち切り自立を助長し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(補助の対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、子どもの居場所の運営支援として次に掲げる事業とする。
 - (1) ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業
 - (2) 公共施設管理団体等が実施する子どもの居場所運営事業

(事業の対象者)

第4条 前条各号の事業の対象者となるものは、市内の貧困状態にある子どもや将来的に貧困 に陥る可能性がある子ども等で、おおむね18歳以下の者とする。ただし、利用する子ども の心情に配慮し、それ以外の者が一緒に利用しても差し支えない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に掲げる 各事業の交付要領に定めるところによるものとする。

(補助金額)

第6条 第3条の事業実施に伴う補助金額は、各事業の交付要領に定めるところによるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市長の定める日までに補助金交付申請書 (第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査及び交付の決定)

- 第8条 前条の申請があったときは、選定委員会においてこれを審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。なお、審査方法については、各事業の選定要領によるものとする。
 - 2. 前項の審査においては、市長が適正と認める時は、選定委員会による審査を省略することができる。

(中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金事業中止(廃止) 承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了又は廃止したときは、その日から起算して30日を経 過した日又は補助金の交付決定のあった会計年度の3月末日のいずれか早い期日までに、補 助事業費実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し事業が適正に実施されたと 認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第5号様式)により通知する。

(決定の取り消し)

- 第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に掲げる行為をしたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の概算交付)

第13条 補助事業者は、補助金の概算交付を受けようとするときは、補助金概算交付申請書 (第6号様式)を市長に提出しなければならない。第3条第1号の事業の対象となるものは一括 での概算交付とし、第3条第2号の事業の対象となるものは、1回の交付限度額は交付決定額 の5割までを限度として、2回に分けて交付決定額の9割までを概算請求することができるも のとする。

(補助金の精算)

第14条 市長は、第13条の規定により事前に概算交付した当該事業について第11条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(交付変更の申請及び交付決定の変更)

第15条 補助事業者は、第8条に基づき決定した交付決定額に変更が生じる場合においては、 補助金交付変更申請書(第7号様式)を市長に提出するものとする。市長は、当該申請が適正 であると認めた場合は、補助金交付決定変更通知書(第8号様式)により交付決定額の変更を 通知するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第16条 補助事業者は、他の事業と区別して、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則(令和2年3月31日福祉部長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月19日福祉部長決裁)

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

付 則(令和4年6月9日福祉部長決裁)

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

付 則(令和5年5月22日福祉部長決裁)

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

付 則(令和5年10月17日福祉部長決裁)

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

那覇市長宛

所 在 体 格 形 表 E L E-mail

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付申請書

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業として下記のとおり実施したいので、那 覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱第7条に基づき添付書類を添えて申請しま す。

記

- 1 補助事業名那覇市子どもの居場所運営支援事業
- 2 実施事業名
- 3 補助金申請額(千円未満切捨て)

円

- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 収支予算書(別紙2)
 - (3) その他実施事業に関する資料

那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金事業計画書

団体名	(居場所名	\
TT1/1/1 /Y.)
1.31 1/42/11		,

補助事業名	那覇市子どもの居場所運営支援事業
実施事業名	
事業費総額	円
補助金申請額(千円未満切捨て)	円
事業(活動)概要	
・基本方針(活動の目的)	
・実績(子どもの支援等の実績)	
・実施体制(事業を実施する体制	
は整っているか)	
・活動内容(実施事業・子どもの	
人数・活動日・活動時間・活動	
場所)	
・地域との連携(自治会、子ども	
会等地域との関わり)	
子どもたちへの呼びかけ、居	
場所の雰囲気づくりの提案	
・安全管理対策(選定基準表に掲	
げる項目)	
その他活動に関すること	
期待される成果・効果等	
平均開所日数	前年度 日
	今年度(開始又は再開後1か月以上) 日
月の平均延べ人数	前年度 人
	今年度(開始又は再開後1か月以上) 人

[※]当様式に入らない場合は、別紙で提出してください。

収 支 予 算 書

	00 00 31	Н	
団体名		(居場所名)
			(単位:円)
実施事業名	総事業費	補助対象	経費
		事業費	補助金申請額

円

円

収入

項目	金額	積算内訳
収入合計	円	

支出

項目	金額	積算内訳
補助対象経費		
小 計	円	
補助対象外経費		
小 計	円	
支出合計	円	

※当様式に入らない場合は、別紙で提出してください。

那覇市指令福保管第 号 令和 年 月 日

様

那覇市長

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度那覇市子どもの居場所運営 支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、那覇市子どもの居場所運 営支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 実施事業名
- 2 補助金交付決定額

円

那覇市長宛

所在地名名 居場表 E L

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号で交付決定を受けた当該事業について、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり中止(廃止)したいので承認願います。

記

- 1 実施事業名
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

那覇市長宛

所在地名名 居場所者 E L

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号で交付決定の通知を受けた当該 事業について、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、 下記のとおり報告します。

記

1 事業実績報告書総括表

(単位:円)

実施事業名	交付決定額	補助事業に要した 経費	補助対象経費	
	円	円	円	

- 2 実績書(別紙3)
- 3 収支決算書(別紙4)
- 4 その他実施事業の実績に関する資料(領収書、写真等)

那覇市子どもの居場所運営支援事業実績書

実施事業名						
事業期間		年 月	日~	年	月	日
実施した事業内容・成果						
当該年度の月の						
平均開所日数	日					
当該年度の月の						
平均延べ人数	人					
経費	総事業費		金		円	
	内補助事業対象	経費	金		円	
経費の内訳	(別紙 4)の収支	決算書の	とおり			

収 支 決 算 書

団体名		(居場所名)
			(単位:円)
実施事業名	総事業費	補助対象	経費
	円	事業費	交付決定額
		П	Д

収入

項目	金額	積算内訳
収入合計	円	

支出

項目	金額	積算内訳
補助対象経費		
小 計	円	
補助対象外経費		
小 計	円	
支出合計	円	

※当様式に入らない場合は、別紙で提出してください。

 那福保管第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

那覇市長

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号で交付決定を通知した当該事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 実施事業名
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金確定額

那覇市長宛

所在地名 居場所者 E L

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金概算交付申請書

令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号で交付決定のあった当該事業について、下記のとおり概算交付を申請します。

記

1 今回申請額 金

円

2 概算交付内訳

(単位:円)

交付決定額	受領済額	今回申請額	残額	備考
円	円	円	円	

3 添付書類 請求書

那覇市長宛

所 在 体 后 場 表 E -mail

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号で補助金交付決定のあった那覇市 子どもの居場所運営支援事業について、下記のとおり補助金交付決定額を変更したいので添 付書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名那覇市子どもの居場所運営支援事業
- 2 実施事業名
- 3 補助金交付変更申請額(千円未満切捨て)

円

4 当初補助金交付決定額

円

- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 収支予算書(別紙2)
 - (3) その他実施事業に関する資料

那覇市指令福保管第 号 令和 年 月 日

様

那覇市長

円

令和 年度那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあった那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金については、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱第 15 条に基づき、令和 年 月 日付け那覇市指令福保管第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することを決定されたので通知します。

記

- 1 実施事業名
- 2 補助金交付変更決定額
- 3 当初補助金交付決定額 円